【組入投信の運用レポート】

（追加型投信・内外・株式/ファンド・オブ・ファンズ）

キャピタル世界株式ファンドＶＡ　（適格機関投資家用）

本資料は、変額年金保険の特別勘定に組入れられている投資信託についての運用状況を開示するための参考資料であり、募集を目的とするものではありません。また、将来の運用成果を保証するものではありません。
ご契約者が投資信託を直接保有しているものではありません（投資信託を直接購入することはできません）。
特別勘定に組入れられている投資信託の基準価額の変動は、特別勘定の基準価額の変動とは異なります。
本資料は、キャピタル・インターナショナルによる運用報告を、第一生命保険株式会社より提供するものです。
このレポートの最終ページには、諸費用やご契約者の負うリスクなどぜひご確認いただきたい内容について記載しています。必ず最終ページをご覧いただき、内容について十分ご確認ください。

2025年2月 運用レポート

■騰落率

	*1当ファンド
1ヶ月	-5.27%
3ヶ月	0.50%
6ヶ月	7.25%
1年	11.84%
2年	52.27%
3年	60.95%
設定来	239.21%

・設定日：2016年12月9日
・*1（税引前配当再投資）
・当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

■運用実績グラフ

・設定時を10,000として指数化しております。

■純資産総額

4.4 億円（2025年2月末現在）

■分配金実績

1万口当たりの税引前分配金（過去5期分）

2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
－	－	－	－	－

<今月の運用状況>
当月の世界の株式市場*は、下落しました。上旬から中旬にかけては米国の関税政策をめぐる警戒感が広がった一方で、主要企業の決算内容が好感されたことなどを背景に上昇基調となりました。下旬には米国の経済指標の悪化を受けて景気の先行き不透明感が強まり、下落しました。セクター別では、生活必需品や不動産などが上昇したのに対し、一般消費財・サービスやコミュニケーション・サービスなどは下落しました。
*MSCI AC Worldインデックス（現地通貨ベース、税引後配当再投資）
＜運用概況＞
このような環境下、キャピタル世界株式マザーファンドが主要投資対象とするキャピタル・グループ・グローバル・ニュープースペクティブ・ファンド(LUX) の当月のリターン（現地通貨ベース）をセクター別に見ると、ヘルスケアや生活必需品などがプラスに寄与したのに対し、情報技術や一般消費財・サービスなどはマイナスに寄与しました。その結果、当キャピタル世界株式ファンドVA（適格機関投資家用）における当月の騰落率は-5.27%となりました。

ポートフォリオ情報　2025年2月末現在

*以下は親投資信託「キャピタル世界株式マザーファンド」の主要投資対象であるルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・グローバル・ニュープースペクティブ・ファンド」の資産状況です。

■保有上位10銘柄

（業種についてはGICS分類に基づいていますが、当社の判断に基づき分類したものが含まれる場合があります。）

	会社名	国	業種（産業グループ）	構成比（%）
1	メタ・プラットフォームズ	米国	コミュニケーション・サービス	4.1
2	マイクロソフト	米国	情報技術	3.2
3	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	台湾	情報技術	3.1
4	ブロードコム	米国	情報技術	2.6
5	テスラ	米国	一般消費財・サービス	2.1
6	エヌビディア	米国	情報技術	1.8
7	アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	1.7
8	イーライリリー	米国	ヘルスケア	1.7
9	ネットフリックス	米国	コミュニケーション・サービス	1.6
10	エシロールルックスオティカ	フランス	ヘルスケア	1.6

■地域別分散

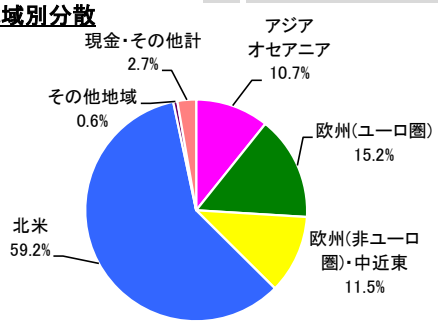

■業種別分散

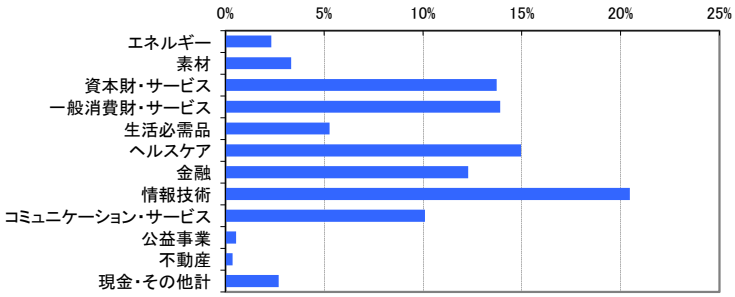

・当資料中に示された予測や見通しにつきましては経済状況及び市場の変動により予告なく変更される可能性があります。
・当資料作成にあたりましては可能な限り正確を期しておりますが、その正確性について保証するものではありません。

CAPITAL GROUP™

特にご確認いただきたい重要事項【災害３割加算型変額年金保険】

■運用リスクについて

- この商品は、年金額、積立金額、解約返還金額、給付金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減する仕組みの、保険料一時払方式の変額年金保険（生命保険）です。引受保険会社は、第一生命保険株式会社です。
- ファンド（特別勘定）での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その運用においては運用リスクを負うことになります。この商品では、資産運用の成果が直接、積立金額、解約返還金額、死亡給付金額等に反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。なお、積立金額、解約返還金額、年金原資、年金額に最低保証はありません。
- 積立金額は、ファンド（特別勘定）で運用・管理されます。ファンド（特別勘定）は、実質的に国内外の株式・債券等を投資対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価格の下落」等が基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額、年金原資などに反映されるため、積立金額、解約返還金額、年金原資が一時払保険料相当額を大きく下回ることがあり損失が生じるおそれがあります。

■ご負担いただく諸費用について

お客さまには以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

（1）運用期間中

①すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	金額	備考
保険契約関係費 死亡給付金のお支払いや、ご契約の締結・維持に必要な費用です。	**ファンド（特別勘定）の資産総額に対して年率 1.491%**	ファンド（特別勘定）の資産総額に対して年率 1.491%/365 日を毎日控除します。
運用に関わる費用 各ファンド（特別勘定）の運用に関わる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	**信託報酬は、（年率）0.968%が上限です。** **（別表をご覧ください）** ※運用手段の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。	投資対象となる各投資信託の信託報酬は、信託財産の額に対して所定の率（年率）/365 日を毎日控除します。

※上記の信託報酬の他、以下の諸費用を間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

・有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、信託財産留保額、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用（マザーファンドで運用する場合も同様）等

（別表）各特別勘定が主たる投資対象とする投資信託の信託報酬等

特別勘定の名称	主たる投資対象とする投資信託の信託報酬等※1	特別勘定の名称	主たる投資対象とする投資信託の信託報酬等※1
ライフサイクル30型	年率 0.737%（税抜 0.67%）	世界株式型A	実質年率 0.8100%程度（実質税抜 0.7365%程度）※2
ライフサイクル50型	年率 0.737%（税抜 0.67%）	世界債券型A	年率 0.77%（税抜 0.700%）
ライフサイクル70型	年率 0.737%（税抜 0.67%）	JREIT型A	年率 0.704%（税抜 0.64%）
日本株225型A	年率 0.3465%（税抜 0.315%）	米国マネー型A	管理報酬等　年率 0.54%（上限）
日本株トピックス型A	年率 0.3465%（税抜 0.315%）	マネープール型A	年率 0.55%（税抜 0.50%）を上限とし、コールレートの水準により決定
日本株アクティブ型A	年率 0.968%（税抜 0.88%）		

※1：上記信託報酬は、2024 年 4 月現在の数値であり、運用会社により今後変更され引き上げられることがあります。なお、（　）内は消費税抜きの額を表示しています。

※2：特別勘定が投資対象とする投資信託は、ファンド・オブ・ファンズを主な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客さまが実質的に負担する信託報酬を算出しております。

②特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	金額	備考
保険契約維持費 基本保険金額が 200 万円未満の場合にかかる費用です。	**毎月 400 円**	月単位の契約応当日（契約日を含みます）始に積立金から控除します。
解約控除 契約日（増額日）から経過 10 年未満で解約・減額された場合にかかる費用です。	**契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額に対して 6.0%～0.6%の解約控除率を乗じた金額**	解約・減額時にお支払いする積立金から控除します。

（2）年金受取期間中

項目	年金の種類	金額	備考
保険契約関係費	確定年金 保証期間付有期年金	**支払年金額に対して年率 1.0%**	第2回以後の年金の年金支払日に責任準備金から控除します。
	保証期間付終身年金	**保証期間中：支払年金額に対して年率 1.0%** **保証期間経過後：支払年金額に対して年率 2.0%**	

※上記の率等は年金支払開始日の時期により異なることがあります。

■その他ご留意いただきたい事項について

- この商品では、年金原資、年金額に最低保証はありませんので、お受取りになる年金の合計額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。そのため損失が生じるおそれがあります。
- この商品では、ご契約日（増額日）から10年未満に解約・減額をされますと解約控除がかかります。また、解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。そのため損失が生じるおそれがあります。